

『横浜市建築基準条例』等の一部改正の概要について(平成 27 年 6 月 1 日施行)

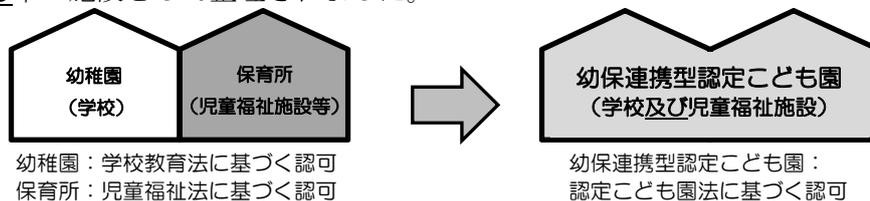
平成 27 年 6 月 1 日に施行される「建築基準法」の一部改正や平成 27 年 4 月 1 日施行の「認定子ども園法」の一部改正に伴い、「横浜市建築基準条例」、「横浜市手数料条例」及び「横浜市特別工業地区建築条例」を改正しました。

◆ 改正概要 ◆

横浜市建築基準条例

1 幼保連携型認定子ども園に関する規定の整理 認定子ども園法改正

これまで「幼稚園(学校)」と「保育所(児童福祉施設)」の併設施設であった「幼保連携型認定子ども園」が単一施設と位置付けられ、「幼保連携型認定子ども園」は「学校」と「児童福祉施設」の双方の用途に該当する単一施設として整理されました。



これに伴い、「児童福祉施設等」と「学校」を含む条文^{*1}について、規定の重複を解消する改正を行い、当該条文については、幼保連携型認定子ども園は児童福祉施設等として適用されることとなりました。

なお、従来より「児童福祉施設等」又は「学校」のいずれかのみを含む条文^{*2}については、児童福祉施設等又は学校として適用されます。

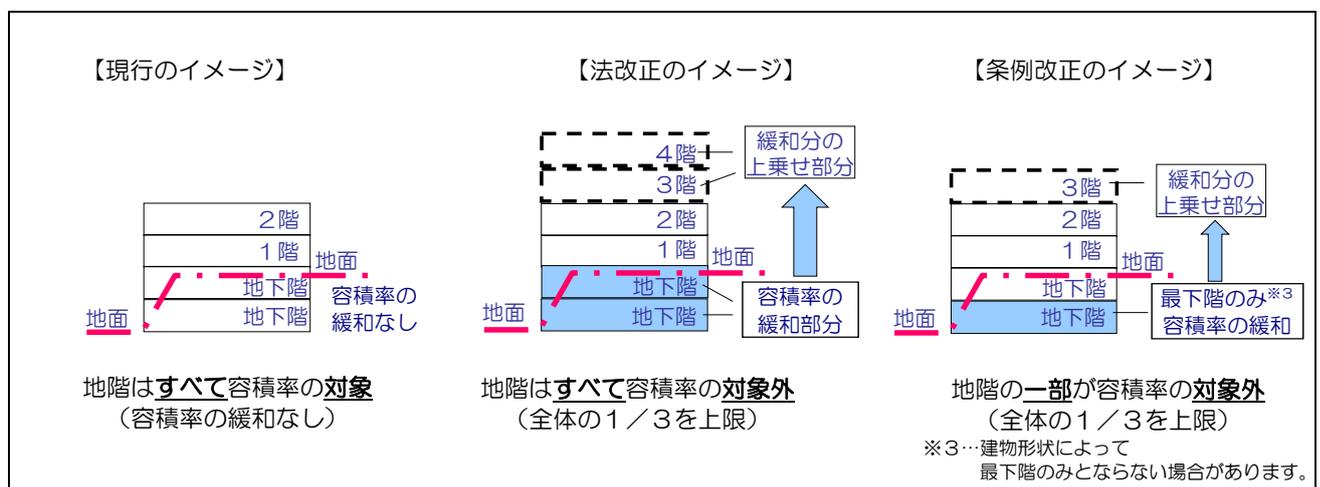
※1…第5条、第6条、第9条

※2…第7条、第8条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条、第47条の2、第53条の7、第53条の8

2 地下室の容積率不算入制度における規制対象の追加 建築基準法改正

共同住宅等と同様、老人ホーム等の用途についても、その床面積の合計の「3分の1」を限度としてその地階の床面積を容積率に算入しないこととされました。これに伴い、建築規模の増大が見込まれることから、圧迫感やボリュームを軽減し、周囲の住環境と調和した建築形態となるよう、次の改正を行いました。

- ①地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定を行う区域に「用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)」を追加
- ②適用対象建築物に「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を追加



3 木造建築関連基準の見直しに伴う耐火性能の一部緩和（第9条ほか）建築基準法改正

従来より耐火建築物や準耐火建築物とすることを求められている建築物について、一定の防火措置を講じる場合に、耐火性能が一部緩和されることとなりました。

これに伴い、以下のとおり法令及び告示の改正と整合を図る改正を行いました。

改正条文	改正前	改正後	改正の趣旨
第9条ほか ^{※4}	耐火建築物 又は準耐火建築物	耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物	緩和 特定避難時間倒壊等防止建築物及び耐火構造建築物の追加
第16条第1項 第23条	耐火建築物	耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）	緩和 耐火構造建築物の追加
第16条第2号	—	法第27条第1項の規定に適合する建築物（主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）	緩和 主要構造部について国土交通大臣の認定を受けた特定避難時間倒壊等防止建築物を追加

※4…第9条、第17条、第28条

4 令第115条の2の2削除に伴う文言修正（第14条ほか）建築基準法改正

建築基準法施行令において「令第115条の2の2第1項第1号」が削除され、同様の規定が「1時間準耐火基準」として規定されたことに伴い、第14条ほか^{※5}において規定している主要構造部の基準の文言を「令第115条の2の2第1項第1号」から「1時間準耐火基準」に置き換えます。

また、第16条第1号については、「令第115条の2の2第1項の規定」から「1時間準耐火基準その他規則で定める基準」と置き換え、横浜市建築基準法施行細則第20条の2において基準を定めます。

なお、規定内容については同様です。

※5…第23条の2、第23条の3、第23条の4、第33条、第49条

5 大臣認定制度創設に伴う条例の適用除外規定の新設（第53条の9、第56条の7）建築基準法改正

新しく開発された建築材料や技術を建築物に利用できるような法の規定に適合するものと同様以上の効力があると認められたものは、法の規定の一部を適用除外とする大臣認定制度が創設されました。

大臣認定を受けた新建築材料や新技術のうち、条例の規定に適合するものと同様以上の効力があると認められるものは、市長の許可手続きを経て、条例の規定の一部を適用除外とする規定を新設し、その許可手数料を定めました。

6 罰則対象者の追加（第58条）建築基準法改正

罰則の対象者に「建築材料等を引き渡した者」が追加されましたので、建築基準条例においても「建築材料等を引き渡した者」を追加する等の改正を行いました。

7 自動車車庫等の出入口に関する規定の明確化（第47条）

第1項に適合する自動車用の出入口が設けられている場合において、第2項第2号に適合する部分にも自動車用の出入口を設けられることとしました。

8 その他所要の改正

その他、規定整合を図る、文言を修正する等の改正を行いました。

横浜市手数料条例

1 構造計算適合性判定制度の見直しにおける確認申請手数料等の見直し（第2条、第7条）

建築基準法改正により、構造計算適合性判定の申請を、従来の建築主事等から建築主が直接判定機関に申請する仕組みに改められたことを受け、これまで横浜市が判定機関等に支払うため、確認申請等の手数料に加算し申請者から受け取っていた、「構造計算適合性判定に係る手数料分」を減額しました。

また、構造計算適合性判定に代わり、省令主事が構造計算のチェックを含む確認審査をする場合の手数料を新たに規定しました。

区 分		現行	改正後	
		構造計算適合性判定が必要な場合	建築主が適判機関に申請する場合	省令主事が構造審査する場合
大臣認定プログラム	1,000m ² 以下のもの	110,000	—	—
	1,000m ² を超え 2,000m ² 以下	137,000	—	—
	2,000m ² を超え 10,000m ² 以下	150,000	—	—
	10,000m ² を超え 50,000m ² 以下	190,000	—	—
	50,000m ² 超えのもの	322,000	—	—
大臣認定プログラム以外	1,000m ² 以下のもの	159,000	—	156,000
	1,000m ² を超え 2,000m ² 以下	212,000	—	209,000
	2,000m ² を超え 10,000m ² 以下	243,000	—	240,000
	10,000m ² を超え 50,000m ² 以下	321,000	—	318,000
	50,000m ² 超えのもの	590,000	—	587,000

2 仮使用制度の見直しにおける仮使用認定手数料の見直し（第2条）

建築基準法改正により、従来、特定行政庁等が行っていた仮使用承認が、特定行政庁、建築主事及び指定確認検査機関による認定制度に改められたことを受け、現行の仮使用承認申請手数料を仮使用認定申請手数料に再編します。

	現行	改正後	
	特定行政庁による仮使用承認	特定行政庁による仮使用認定	建築主事による仮使用認定
1件あたり	120,000	120,000	120,000

横浜市特別工業地区建築条例

1 建築基準法改正に伴う文言修正（別表）

建築基準法において「身体障害者福祉ホーム」が「福祉ホーム」に改正されたことに伴い、別表の文言も「福祉ホーム」に置き換えます。

◆ 施行期日 ◆

平成 27 年 6 月 1 日

◆ お問い合わせ先 ◆

横浜市 建築局 建築情報課

Tel : 045-671-2933

Fax : 045-681-2436

E-mail : kc-kenchikujoho@city.yokohama.jp